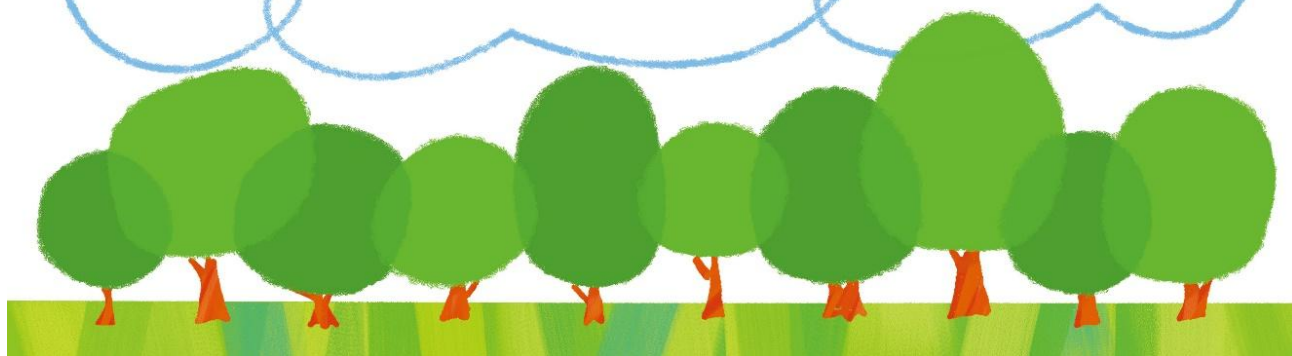




小規模認可保育事業所
とまりの保育園
重要事項説明書
入園のしおり

設置事業者
一般社団法人共育バンク

令和7年9月19日改定



目次

1	運営主体（事業者の概要）	3
2	施設の概要	3
3	施設、設備の概要	4
4	施設の目的、保育方針	4
5	基本理念、保育目標	4
6	子どもの保育目標	5
7	食育目標	5
8	保育計画	5
9	業務の質の評価	5
10	保育を提供する日、休園日	6
11	保育時間	6
12	利用料金	6
13	支払い方法	6
14	利用の開始及び終了	7
15	慣らし保育について	7
16	利用にあたっての留意事項	7
17	送迎について	8
18	保育園からの連絡	8
19	保護者との連携	8
20	変更届	8
21	提供する保育の内容	9
22	お散歩コース	9
23	デイリープログラム	10
24	年間計画	10
25	給食、おやつについて	11
26	食物アレルギー対応について	12
27	おひるね	13
28	健康管理、病気のときの対応	13
29	健康診断	14
30	嘱託医	14
31	嘱託歯科医	14
32	感染症について	15
33	衛生	17
34	安全	17
35	賠償責任保険の加入状況	18
36	緊急時の対応について	18
37	非常災害対策	19
38	相談・要望・苦情窓口	22
39	個人情報の取り扱い	23
40	虐待に関する取り組み	24
41	連携施設	24
42	登園時に持ってくるもの	25
43	その他	26
	各種登園許可願	27
	意見書	30
	与薬依頼書	31

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	一般社団法人 共育バンク
事業者の所在地	沖縄県那覇市泊 1-16-3 サンパレス泊 2-B
事業者の連絡先	098-861-4247
代表者氏名	田中 俊朗

2. 施設の概要

種 別	小規模保育（A型）			
名 称	とまりの保育園			
所 在 地	沖縄県那覇市泊 1－1 7－1 2 賀茂コーポ 1 階			
連 絡 先	0 9 8－8 6 1－4 2 4 7 hoiku@tomoikubank.jp			
施 設 長 氏 名	田中 美幸			
開 設 年 月 日	2 0 1 6 年 8 月 1 日			
利 用 定 員	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	合 計
	にじ組	そら組	ほし組	
	2 人	5 人	5 人	1 2 人
	※ただし、0 歳児は月齢満 6 カ月から			
職 員 体 制	職 種	員 数	常 勤	非 常 勤
	園 長	1 人	1 人	0 人
	保 育 士	5 人	4 人	1 人
	看 護 職 員	1 人	0 人	1 人
	調 理 員 兼 事 務	1 人	0 人	1 人
	調 理 補 助	1 人	0 人	1 人
勤 務 体 制	シフト制			
事 業 所 番 号	4 7 2 0 1 5 2 0 0 0 1 0 4			

3. 施設、設備の概要

保 育 園 総 面 積	8 6 . 1 1 m ²	
設 備	部屋数	備考
乳 児 室	1 室	にじ組：0歳児クラス
ほ ふ く 室	1 室	そら組：1歳児クラス
保 育 室	1 室	ほし組：2歳児クラス
調 理 室	1 室	その他（医務室、乳児用トイレ・職員用トイレ）

4. 施設の目的・保育方針

目 的	保育を必要としている子どもの保育を行い、子どもの健やかな心身の発達を図るため、運営及び人員に関する事項を定め、保育園を利用する子どもの状況や発達過程を踏まえた環境をとおして、養護及び教育を一体的に行います。
保 育 方 針	「保育所保育指針」を遵守しながら、子どもの最善の利益を最優先事項として、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができる場と、専門性を有する職員による保育を提供し、保育者と一緒に子どもの育ちを育むことができるよう、保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭との連携を密にして、子どもの育ちを援助します。

5. 基本理念・保育目標

基本理念・目標	【基本理念】 私たちは、「子どもが笑顔、保護者が笑顔、保育者も笑顔」の保育園を目指しています。 とまりの保育園は、子どもたちのもう一つの家として、楽しく安心・安全に過ごせる環境を整え、保護者の気持ちに寄り添い、保育者がもつ専門性を発揮できる保育園づくりを行います。 【保育目標】 心身ともに健康な子どもを育てる 個性豊かな子どもを育てる 思いやりの心を育てる
---------	--

6. 子どもの保育目標

0 歳 児	家庭との連携を十分に取り、安全で快適な環境の中で一人ひとりの生活リズムを大切に、気持ちよく過ごせるようにする。個人差に応じた生理的欲求を十分満たし、安定した応答的な生活の中で愛着関係を築き、情緒を安定させる。
1 歳 児	安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。自我が芽生え自分の要求、気持ちを行動や言葉で表し、自己主張する。探索活動を十分行い、周囲の人やモノへの興味関心を広げ、意欲へとつなげる。
2 歳 児	保育者との安定した関わりの中で、自分の身の回りのことを少しずつ自分でしようとする。好きな遊びを楽しみ、友達との関わりを広げていく。喜怒哀楽を十分表現でき、象徴機能や観察力を発揮して遊びを広げることができる。

7. 食育目標

0 歳 児	・安定した人間関係の中、楽しく食事ができる ・食事の前後には挨拶があるということを知る ・いろいろな食べ物を見る、触る、よく噛んで味わうなどの経験を通して自分で進んで食べようとする
1 歳 児	・好き嫌いせずに何でも食べ、楽しく、自ら意欲的に食事ができる ・挨拶や手洗いなどを進んで行い、食事の準備中や食後など、静かに待てるようになる ・食材に興味をもち、旬の野菜や魚などの美味しさを知る
2 歳 児	・苦手なものも進んで食べ、自分の体や健康に興味をもてるようになる ・様々な人と一緒に食べる楽しさを味わい、マナーを守って食事をする ・食前、食後は静かに席に座って待てるようになる ・挨拶や手洗いなどを進んで行い、作ってくれた人への感謝の気持ちをもつ ・バランスよく食べる大切さを知る

8. 保育計画

保育の目標を達成するために、保育の方針や目標観に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的、計画的に構成され保育園の生活全体を通して、総合的に展開されるよう『全体的な計画』を作成しています。『全体的な計画』に基づき、各クラスにおいて具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しています。

9. 業務の質の評価

保育士の自己評価	子どもたちへの関わり方、保護者への対応等の評価を年2回実施
保育園の自己評価	保育運営に関する自己評価を実施

10. 保育を提供する曜日、休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
休業日	日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
開所時間	午前7時30分～午後6時30分

11. 保育時間（標準時間認定・短時間認定）

保育標準時間認定 (保育時間 11 時間)	月～土	午前7時30分～午後6時30分
	延長保育時間	朝：午前7時00分～午前7時29分
		夕：午後6時31分～午後7時00分
保育短時間認定 (保育時間 8 時間)	月～土	午前8時～18時内の8時間（面談時に要相談）
	延長保育時間	上記時間前後の標準時間内

12. 利用料金

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
延長保育に係る費用	30分	150 円
	※延長保育利用料は月末締め翌月払い（注）卒園月は月末払い	

13. 支払い

利用者負担 (月額保育料)	【口座振替】（指定金融機関：琉球銀行、沖縄銀行） 本園が指定する金融機関を選択し、所定の申込用紙をご記入の上ご提出をお願いいたします。口座振替の振替日は毎月10日となっています。（金融機関が休日の場合は翌営業日） 口座振替の手続きが完了するまでは、現金払いとなります。 【現金払い】 現金払いの支払期日は毎月10日となっています。 月始に徴収袋を配布いたしますので、期日までにお支払いをお願いします。
延長保育料金	【現金払い】 ※延長保育利用料は月末締め翌月払い（注）卒園月は月末払い 月始に徴収袋を配布いたしますので、期日までにお支払いをお願いします。

1 4. 利用の開始及び終了

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

1 5. 入園当初の保育について（新入園児）

入園後は、お子様が新しい環境に慣れるために短時間保育から開始していきます。お子様の月齢や状況によって変更の可能性もあります。※期間に関しては、事前にご相談可能です。

1 6. 利用にあたっての留意事項

利用契約等	保育園ご利用にあたり、別紙「利用契約書」の内容確認を行い、署名捺印をお願いいたします。 また、運営規定・重要事項説明書（園のしおり）をご説明後に、説明確認のご署名、個人情報と肖像権の使用承諾書の書類にご署名をお願いいたします。
登園時間	登園は9時までお願いいたします。当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は、朝9時までにご連絡ください。 急用で早く登園する場合、またお迎えが予定時間を過ぎる場合は、お電話もしくはアプリ（本園指定）より、必ずご連絡ください。 緊急で後延長をご希望の際は、17時までにご連絡ください。 勤務時間の変更等で登降園時間に変更がある際は、職員へお知らせください。
体調管理	登園できる目安は「機嫌がよく、食欲があり、元気よく遊ぶことができる状態」です。 ・ 毎朝、登園前に体温測定を行い、連絡帳にご記入ください。 ・ 健康状態など変わったことがある場合は、職員に詳しくお話し下さい。 体温が37.5℃以上ある場合、嘔吐や下痢が2回（1日当たり）以上続く場合、食欲がない場合、座薬を使用してからの登園は控えてください。 お迎え依頼の目安として、面接票「体質」の項目に記載された体温を超えた場合、下痢や嘔吐が2回以上続く場合、湿疹等の広がりが見られる場合、普段と違う機嫌の悪さなど、体調に異常が見られる場合には、お迎えの連絡をいたします。前日等に発熱やその他体調不良があった場合、早めのお迎えをお願いする可能性もあるため、保育園からの連絡がとれ、お迎え依頼に対応できるよう、ご準備をお願いいたします。

17. 送迎について

- 駐車場がございません。送迎の際には、近隣の迷惑にならないよう十分気を付けてください。皆様のご協力のほど、よろしくお願いします。
- また、夕方は、子どもたちにも疲れが見られます。お仕事が終わりましたら、速やかにお迎えをお願いします。
- 送迎は安全を期するために、保護者の方で対応をお願いします。尚、代理の方がお迎えする場合は、必ずご連絡ください。送迎時間がかかる際には、必ず連絡してください。
- 急用で早く登園する場合、またお迎えが予定時間を過ぎる場合は、お電話もしくはアプリ（本園指定）より、必ずご連絡ください。
- 緊急で後延長をご希望の際は、17時までにご連絡ください。



18. 保育園からの連絡

- 連絡帳アプリ「ルクミー」を使用し、登降園や日々の様子のやり取りを行います。
- 入園面談時に配布する登録案内のご確認をお願いいたします。
- アプリをご利用できない場合は、連絡帳を保育園で用意いたします。連絡帳は、毎日記入し忘れずに持たせてください。
- 配布文書は月初めに配布いたしますので、よくお読みください。



19. 保護者との連携

保護者と保育園とで、日々の情報共有と連携を取り合い、子どもたちの健やかな成長を育みます。園だより、ルクミー内「園からのお知らせ」等で、園から配信する情報を提供します。また、毎日の送迎でのやり取りをはじめ、連絡帳、個人面談、個別連絡等で、日頃からご意見を伺い、保育に活かしていきます。心配なこと、不安なこと、疑問に思うことなど、お気軽に園長や職員へお声掛けください。



20. 変更届

勤務先の変更・家族構成の変更・転居・退園希望などがありましたら、書類提出の必要がありますので、直ちにお知らせくださいますようお願いいたします。

2 1. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

第一に子どもたちのことを考えた保育を行い、子どもたちがのびのびと健やかに、また安全に過ごすことのできる環境を整えます。

子どもたちが登園を楽しみにし、保護者が安心して預けられることができ、子どもたちと保護者に寄り添える保育と保護者支援を提供いたします。

リトミック、キッズヨガ、英語、製作活動、クッキング、楽器遊びなど、成長や発達に応じで、日々の活動に取り入れ、子どもたちが主体的に遊ぶことのできる環境を整え、保育を行います。

2 2. お散歩コース

園外保育安全マニュアルを基に、お散歩コースごとに安全チェック場所を確認し、安全を第一に安心して、戸外遊びができるよう計画を立てて保育を行います。

お散歩を行う予定の前日には、予定している公園のご案内や、お散歩予定の当日は保護者の皆様へ健康状態の確認を行い、参加の有無のご了承をいただいています。

行 先	泊北公園	泊南公園	前島南公園
	新都心公園	黄金森公園	とまりん芝公園
	崇元寺公園		
移 動 方 法	0 歳児クラス	抱っこ紐、ベビーカー	
	1 歳児クラス	バギー、徒歩	
	2 歳児クラス	徒歩 ※お散歩輪っかを使い移動します	
備 考	お散歩の移動方法は、基本的には年齢別に設定していますが、個々の発達や体力に合わせて対応しています。また、独歩ができる状態でも、手をつなぐことができない、衝動的に動く（走る）危険性のある子に対しては、安全確保のため、ハーネス等を使用する場合があります。 事前に保護者へご相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。		



23. デイリースケジュール

基本的な1日の過ごし方の目安（※行事の際には、変更になることがあります）

時間	0歳児クラス	時間	1～2歳児クラス
7:30	登園（検温・視診）・自由遊び	7:30	登園（検温・視診）・自由遊び
8:30	朝おやつ	8:30	朝おやつ
9:30	朝の会（出席・季節の歌）	9:30	朝の会（出席・季節の歌）
9:45	クラスの活動	9:45	クラスの活動
11:00	給食	11:15	給食
11:40	沐浴、お着替え、読み聞かせ等	12:00	お着替え、絵本の読み聞かせ等
12:30	授乳、お昼寝	12:40	お昼寝
15:00	起床、おやつ	15:00	起床、おやつ
15:50	帰りの会	15:50	帰りの会
16:00	降園の準備、遊び、お迎え	16:00	降園の準備、遊び、お迎え
18:31	延長保育	18:31	延長保育
19:00	延長保育終了	19:00	延長保育終了

24. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園・進級会、身体測定、避難訓練、誕生会※
5月	こいのぼり会、身体測定、避難訓練、誕生会※
6月	内科検診、歯科検診、身体測定、避難訓練、誕生会※
7月	七夕会、身体測定、避難訓練、誕生会※
8月	お祭りごっこ、身体測定、避難訓練、誕生会※
9月	運動会ごっこ、身体測定、避難訓練、誕生会※
10月	ハロウィンパーティー、身体測定、避難訓練、誕生会※
11月	内科検診、歯科検診、身体測定、避難訓練、誕生会※
12月	クリスマス会、身体測定、避難訓練、誕生会※
1月	身体測定、避難訓練、誕生会※
2月	節分会、身体測定、避難訓練、誕生会※
3月	ひな祭り会、卒園式、身体測定、避難訓練、誕生会※

25. 給食、おやつについて

保育園では、子どもたちが少しでも食べ物に親しみ、興味をもって楽しく食べることを通じて食生活の自立を目指します。

給
お や 食
つ

- 各栄養素の偏りがないように、献立作成をします。
- 昼食・おやつを合わせて、一日に必要な栄養量の約 50% を目標に献立を作成します。

※子どもたちの成長に合わせて、時間変動あり

	午前おやつ	昼食	午後おやつ	補食※1
0 歳児	8 : 30	11 : 00	15 : 00	18 : 30
1・2 歳児	8 : 30	11 : 15	15 : 00	18 : 30

【延長保育の補食】

延長保育が 19 時までになった場合、せんべい等を提供します。

お弁当

- 1～2 歳児クラスに関して、年度後半から月 1 回程度のお弁当会を実施します。(子どもたちの月齢に応じて、お弁当会開始時期が異なります)
- お弁当は、保育園の給食室で調理し、専用のお弁当箱を使用します。
- 調理担当者が研修等で不在の際は、ご家庭からお弁当持参へのご協力をお願いいたします。
- 台風等でバスの運休再開が午前 8 時の際は、お弁当持参で登園、運休再開が午前 11 時の際は、昼食後に登園となりますので、ご了承ください。

登園が遅れる場合の
食事対応

病院受診等で遅れて登園する際は、0 歳児は 10 時 30 分まで、1・2 歳児は 11 時までに登園をお願いします。(離乳食は作ってから 1 時間以内、その他の給食は 2 時間以内に提供と指導があるため)
上記の時間を超えて登園の場合は食事をとってから登園、または家庭保育のご協力をお願いいたします。

食育の一環として、子どもたちと一緒に、水耕栽培で野菜を育て、給食で食べるなど、食材にも感謝しながら食事をしています。

楽しく、美味しく、食べることが好きになってくれるよう、頑張って給食を作っています。

また、離乳食も子どもたちの成長やご家庭での進め方に合わせて対応しています。



26. 食物アレルギーについて

診断書等の提出	給食での食物除去やアナフィラキシー対応など特別な保育が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。指導表作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。
アレルギー疾患生活管理指導表	アレルギー疾患生活管理指導表に基づかない保育や食品除去は、対応できません。 ※「アレルギー疾患生活管理指導表」、「食物アレルギー対応給食申請書」、「除去依頼書」「除去食摂取指導票」の提出までは、弁当持参のお願いをすることもありますのでご了承ください。 アレルギー疾患による特別な保育・給食を継続している期間は、医師の指示によりますが、 <u>おおむね6ヶ月に1回、最低1年に1回、生活管理指導表の提出をお願いします。</u>
給食対応	・一般の給食材料での範囲内として「除去食」での対応となります。 ・特別な別メニューとしての「代替食」については、基本的には行っていません。ただし、代替材料(「プリン」「ヨーグルト」の代わりに「ゼリー」など)にて、一部、調理し提供させていただく場合もあります。また、ご家庭からの代替物質(食材料)の持込は、ご遠慮ください。 ・給食での除去は、「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。調味料や注意喚起表示の加工食品の除去については、生活管理指導表により摂取不可の場合のみ、除去対応します。 ・<u>微量なアレルゲンで発症するアナフィラキシー症状のある場合は、給食対応ができません。お弁当の持参をお願いします。</u> ・食物除去の解除は、保護者記載の書面申請(「除去解除申請書」)となります。解除の際は、提出をお願いします。 ・毎月の献立表に除去する食品の印をつけてチェックし、期日までに担任の保育士へお渡ししてください。 ・除去により栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うようをお願いします。 ・子どもの健康状態を毎日把握し、担任の保育士に報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状を引き起こしやすいので注意が必要です。
お弁当持参時の注意点	・材料は当日によく火を通し、さましてから容器に入れてください。 ・味付けは濃すぎないように注意してください。 ・お弁当の受け渡しは、保育園と調整した方法にそって実施してください。
緊急時等に備えた処方薬について 	・お預かりする薬は、アレルギー疾患の主治医が処方した薬に限ります。 ・薬をお預かりする際は、処方日・有効期限等について確認させていただきます。 ・毎日、毎食服用する薬の場合は、1回分の服用量が一目でわかるように分割するなどし、お預けください。 ・薬の容器や袋に、お子さんの名前を書いてください。 ・緊急時に備えた処方薬として、「エピペン」をお預かりする場合は、主治医・保護者・保育所の三者で、状況確認のための話し合いをさせていただきますので、ご協力をお願いします。 ・本園所定の『与薬依頼書』に必要事項をご記入ください。
その他	園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表および緊急時個別対応票の内容等、お預かりした情報は、園の職員全員で共有させていただきます。ご了承ください。

27. おひるねについて

季節や活動状況と年齢に応じて、子どもの疲労に注意しながら適切な休養がとれるように配慮し、お昼寝をしています。

保 育 園 で 準 備	・お昼寝マット ※消毒、洗濯も保育園で行います。
ご家庭で準備するもの	・タオルケット（バスタオル等でも可）2枚 ※週初めに持参し、週末持ち帰りをお願いします。
乳幼児突然死症候群の予防	本園では、全園児に対し5分毎に、うつぶせ寝、呼吸の有無、顔色、嘔吐・咳の有無を確認しています。
ご家庭へのお願い	ご家庭でお昼寝や就寝の際も、仰向けで寝を推奨しています。 保育園でのお昼寝時の事故防止へのご理解とご協力をお願いいたします。

28. 健康管理、病気の時の対応について

集団生活を始めるにあたり、定期予防接種は必ず受けるようお願いいたします。また、任意予防接種も受けるようお勧めしています。予防接種後は担任へお知らせください。予防接種をした当日は副作用の可能性もありますので、家庭保育のご協力をお願いいたします。

保育園は低年齢の子どもたちが集団生活を送る場所です。病気の蔓延や重篤化しやすい年齢でもあるため、早めの対応と体調不良時に無理な登園はお控えくださいますようお願いいたします。

健 康 管 理	機嫌がよく、食欲があり、元気よく遊ぶことができ、集団生活ができる状態で登園してください。登園時、受け入れの職員に体調についてお知らせください。 <u>また、前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違うときは、必ず病院受診をしてから登園してください。</u> 発熱時に、座薬（解熱剤）を使用しての登園はできません。 日頃からお子さんの様子を把握し、様子が違う（抱っこをせがむ、普段より甘えてくる、寝起きが悪い、睡眠時間が長い、ぼーっとしている等）場合は、体調不良の可能性あります。登園後に体調を崩した際は、お迎えの連絡をお願いいたしますので、ご了承ください。 また、発熱以外にも機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、便秘、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意してください。
病気の時の対応	乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になりやすいため、早めに連絡しお迎えをお願いしております。（発熱、繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良、発疹等の全身状態） また、平熱より体温が高い、様子が異なる場合は、個別に体調をお知らせいたします（急なお迎えに備え、連絡がとれ、お迎え対応できるようお願いします）お迎えが来るまでは、医務室にて体を休めて過ごします。



与 薬	本園では、お子さまの薬をお預かりする場合には、「与薬依頼書」「処方箋内容証明書」をご提出していただきます。(※与薬依頼書は別紙参照) お薬に関しては医師から処方されたお薬のみお預かりし、市販のお薬につきましてはお預かりいたしません。 また、ご家庭で薬を服用して登園する際も、お知らせください。
-----	---



29. 健康診断について

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 39 号）に規定する、乳幼児の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断を実施しています。

また、子ども達が元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が協力しながら生活していきたいと思ひます。健康に関しては、個人を大切にするとともに、集団生活に関してはお願い事項もたくさんありますが、ご協力をお願いします。

内 科 健 診	年 2 回（6 月・11 月）※嘱託医の日程調整が困難な場合は変更有
歯 科 検 診	年 2 回（6 月・11 月）※嘱託医の日程調整が困難な場合は変更有
蟯 虫 検 査	年 1 回（6 月）
尿 検 査	年 2 回（6 月・11 月）
身 体 測 定	毎月 1 回

30. 嘱託医

医療機関の名称	稲福内科医院
医 院 長 名	稲福徹也
所 在 地	沖縄県浦添市経塚 6 3 3 - 1
電 話 番 号	0 9 8 - 9 8 8 - 4 5 5 6

31. 嘱託歯科医

医療機関の名称	イチロウ歯科
医 院 長 名	長嶺義一郎
所 在 地	沖縄県那覇市安謝 2 - 2 - 1 2 ボストンハウス 1 0 2
電 話 番 号	0 9 8 - 8 6 1 - 1 6 4 9



3 2. 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生又は蔓延しないように、那覇市の感染症に対する方針と、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を実施します。

園での予防対策	園内マニュアルを作成し、全職員が内容を十分理解し、日常的に園全体の衛生管理（室内環境、食事、おむつ交換・排泄等）に努めます。 食材の保管管理には温度管理や十分に加熱をして、感染を防ぎます。調理・調乳担当は毎月検便を実施し、毎日の健康チェック等で体調管理を実施します。 園児には薄着、手洗い、うがい、咳エチケットの習慣、食生活、睡眠等、年齢にあった基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活をとおして繰り返し丁寧に伝え、健康教育を行います。 流行時には保護者へ、ルクミー内園からのお知らせや、登降園時に口頭や掲示等でお知らせします。 <u>ご家庭で感染症が発生した際には、必ず園にお知らせいただき、やむを得ず当人が送迎する際には、あらかじめ連絡していただき、玄関前でお預かりいたします。</u> ※食中毒や感染症予防のため、ペーパータオルを使用します。
発 症 時 	園での発症(偽)時には、保護者に連絡し、医務室で休息をとり、水分補給をして過ごしますので、早めのお迎えをお願いいたします。 下痢や嘔吐物が付いた衣類等は感染拡大防止のため、洗わずにそのままお返ししますので、ご了承ください。 感染症が発生した際には、掲示、連絡帳、お便り等でお伝えし、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。 園内での蔓延防止のため、手洗い、うがい、排泄嘔吐物処理を徹底し、消毒頻度を増やし、対応します。 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる子どもが半数以上、麻しん・風しんに関しては、1名でも発生した場合は、那覇市へ報告します。
治 癒 後	感染症の種類により、医師記載の『意見書』（別紙）、保護者記載の『登園許可願い』、インフルエンザに関しては『インフルエンザ登園許可願い』（保護者記載）を園へ提出してください。

下記の疾患の場合は、保育園に登園できません。完治後、登園する場合は医師記載の「意見書」（別紙）の提出をお願いいたします。

■ 登園停止の病気（完治後、登園する際に医師が意見書が必要）

病名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から、発疹出現後の 4 日後まで	解熱度 3 日、せき、発疹が軽快するまで
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱度 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	—	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
風しん	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	発疹が消退するまで
水痘（みずぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から、かさぶた形成まで	全発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	—	医師による感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	目の充血、目やに、異物感が消失するまで
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の「せき」が消滅するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師による感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である
急性出血性結膜炎	—	医師による感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師による感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている

■ その他の病気（完治後、再登園する際に医師の診断を受け保護者記載の登園許可願が必要）

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療の開始前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療の開始前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手、足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間（お尻や膝に出る場合もあります）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間）量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	—	解熱し、機嫌がよく、全身状態がよいこと

※「とびひ」は、汁がつかないように覆ってください。

※妊娠中の方が感染すると危険な感染症（風しん、水痘、リンゴ病、ヘルペス等）のご配慮もお願いします。

※「頭じらみ」は季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭を度々掻いていたら確認し、頭じらみが発生した場合は、速やかに皮膚科を受診し、駆除をお願いします。

3 3. 衛生

食中毒の予防	・食中毒予防のため、手洗の励行とペーパータオルの使用、アルコール消毒を行っています。 ・冷蔵、冷凍庫の温度管理、食材の加熱時の温度管理など、那覇市の指導を受け、衛生面に配慮し、安全な給食を提供できるよう心がけています。 ・給食室、ランチスペース、机、椅子等の消毒は、塩素水で消毒を行っています。
保 育 室	・毎日、床の掃き掃除とアルコール消毒を行っています。 ・拭き掃除は、使用毎に行い、アルコール消毒も行います。 ・季節に合わせた適切な室温・湿度を保ち、換気を行い、湿度に応じて加湿器を使用します（水は毎日交換）
おもちゃ	・直接口に触れる乳児の玩具は、玩具を用いた都度、洗浄・乾燥します。 ・使用したすべての玩具において、塩素での消毒、洗浄、乾燥します。 ・洗浄できない玩具は、アルコール消毒を行い拭き取ります。
歯 ブラ シ	・歯ブラシは個人専用とし、月 1 回交換します（保育園提供） ・使用後は、個別に流水で十分にすすぎ、清潔な場所で乾燥させ、専用の殺菌保管庫で保管をします。
水 遊 び	・プールの利用は 2 歳児のみとし、入水前は石鹸でお尻洗いをします。 ・1 歳児は個別のタライを使用し、水遊びを行います。 ・水遊び期間中は、保護者へ体調面の確認を実施日当日の朝行います。
害 虫	・年 2 回、業者による害虫駆除を実施しています。

3 4. 安全

子どもたちの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭におき保育を行っています。特に乳幼児は、発達上の特性からケガや事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い、防止に努めています。ケガや事故が起きた際は、応急対応・連絡・報告など、職員全員が適切に対応できるようにしています。

事 故 防 止	園内及び遊具の安全点検は、担当職員が週 1 回行っています。
ケガ・事故予防の ためのお願い	・体に合ったサイズの洋服や靴を用意してください。 ・身体の動きに制限が少ない伸縮性のある素材の服をお願いします。 ・フード付きやひも付きの服は避けてください。 ・爪は短く切ってください。 ・ヘアピン・髪留めは鋭角・硬いもの・飾りのあるものは避けてください。
病院受診するような ケガをした場合	・保護者の方に状態を報告させていただいてから、受診病院を相談させていただきますが、対応できない場合もありますのでご了承ください。 ・ケガの程度によっては、保護者の方に病院にお越しいただく場合があります。 ・受診する際は乳幼児医療証、保険証を使用させていただきます。 ・緊急の場合は、救急車対応といたします。
受診の必要はないと 判断したとき	・ケガの状況により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当てをします。 ・保護者への連絡は、お迎えの際に、ケガをした状況や処置などをお伝えします。

35. 保証制度

全国私立保育園連盟保険制度 ※対象となる事故が発生した場合は、保育園からお知らせいたします。

賠償責任保険 ※相手方への賠償など	対人	1 名につき	10 億円
		1 事故につき	10 億円（保険期間中）
	対物	1 事故につき	1,000 万円（保険期間中）
	初期対応費用	1 事故 10 万円限度/免責金額なし うち見舞金 1 名につき 10 万円	
傷害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害	205 万円	
	入院	1 日あたり	1,950 円
	通院	1 日あたり	1,300 円

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

36. 緊急時の対応について

保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者、または緊急連絡先、嘱託医又はその他医療機関へ連絡する等、必要な措置を講じるものとします。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任をもって、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

【管轄する消防署】

消 防 署 名	那覇市消防職・中央消防署
所 在 地	那覇市銘苅 2-3-8
電 話 番 号	098-867-0119

【管轄する警察署】

警 察 署 名	那覇警察署
所 在 地	那覇市与儀 1-2-9
電 話 番 号	098-836-0110

【管轄する担当課】

那 覇 市 役 所	こども教育保育課
所 在 地	那覇市泉崎 1-1-1
電 話 番 号	098-861-2113

37. 非常災害時の対策

非常災害に対する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

予測なしで発生する地震や災害、その他の事故災害から子どもを守るため、月1回避難訓練・初期消火訓練、その他必要な訓練を実施しています

防 火 管 理 者	田中美幸	
消防計画届出年月日	平成２８年４月２７日	
避 難 訓 練	避難及び消火を想定した訓練を月１回実施します。	
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、クラス防災用リュック等	
避 難 場 所	一次避難場所	駐車場
	二次避難場所	泊北公園（火災、地震等）、法人事務所
	指定避難場所	泊小学校（地震等）
	津波発生時避難場所	注意報：園待機 津波警報：泊北公園、法人事務所 大津波警報：黄金森公園
	広域避難場所	新都心公園
緊急時の連絡手段	電話、専用メール等	
【大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合】		
① 警戒発令がされると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」になります。		
② 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。		
③ やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。		
【保育時間中に大きな災害が発生した場合】		
① 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。		
② 災害の状況によって、保護者の方に連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、予め保育園で指定している避難場所「指定避難場所(泊小学校)、津波発生時避難場所」に移動する際は、保育園玄関に掲示します。保育園で決めている避難場所の確認をお願いします。		
【不審者対応】		
不審者侵入等の事故防止に対策や対応訓練を実施しています。		
【情報収集】		
定期的な園周辺の見回りをはじめ、警察署、小学校、那覇市からの情報を収集し、不審者等の情報を得て対応しています。		

【台風接近（その他自然災害等含む）の対応について】

1. 台風時の臨時休園の判断基準

暴風警報が発令された場合は、休園とします

午前 7 時 時点	暴風警報発令	臨時休園
	暴風警報が解除するまで臨時休園	
保育中	暴風警報発令	臨時休園
	発令開始の情報が入り次第、お迎えのご連絡をいたします。	

暴風警報等発令の予測に応じて、給食の提供がない場合がございます。

2. 台風時の開園再開の判断基準

午前 7 時 以前	暴風警報 解除	通常開園 ※給食有り
	安全確認後、用意が整い次第、園児受入れします	
午前 7 時半 以降	暴風警報 解除	用意が整い次第開園 午前 9 時以降の場合は弁当持参
	安全確認後、用意が整い次第、園児受入れします	
午後 3 時以降 (平日)	暴風警報 解除	臨時休園
午後 1 時以降 (土曜日)	暴風警報 解除	臨時休園

※暴風警報が解除された後も、安全確認後、安全が確保できないと判断した場合は、休園する可能性あり

3. 台風発生時の保護者との連絡体制

台風で臨時休園や緊急降園を依頼または保育再開に関する情報は、ルクミーまたは電話連絡をいたします。

大雨時（土砂災害、水害）の臨時休園及び開園・保育の継続の判断基準

警戒区域外のため、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、開園保育を継続します。ただし、園長において危険と判断した場合は、休園措置を行うことがあります。

【J アラートが発令された場合】

- (1) 開園前に J アラートが発令の場合は開園を見合わせるため、安全な場所で待機をお願いします。
- (2) J アラートが解除になった場合は、園内及び周辺的安全確認や職員の出勤状況を確認後、園児の受け入れを再開します。
- (3) J アラート解除後の開園時間に応じて、給食の提供ができない場合は、弁当持参をお願いします。

避難訓練・不審者対応訓練計画表

月	訓練種類	ねらい	訓練内容
4月	地震（震度 3～4） 時間：設定保育中	・災害について知り、避難の仕方がわかる ・安全な姿勢を知る ・消火器の使用方法を知る	想定：日中の地震、建物の倒壊の恐れなし 訓練：室内で集まり、揺れが収まるまでダンゴムシ待機 その他：初期消火
5月	火災（給食室） 時間：10 時 10 分	・いつでも災害が起こることを知る ・園外への避難の仕方を知る ・消火器の使用方法を知る	想定：給食室から出火 訓練：職員用入り口から、駐車場まで避難 その他：初期消火
6月	津波（発令なし） 時間：9 時 40 分	・災害の種類について知る ・様々な避難方法になれる ・消火器の使用方法を知る	想定：地震発生後の津波対応（発令なし） 訓練：室内で集まり揺れが収まるまで待機、津波なし その他：初期消火
7月	地震（震度 4～5） 時間：7 時 50 分	・保育者の誘導で静かに避難する ・落ち着いて行動する ・消火器の使用方法を知る	想定：早番の地震、建物、倒壊の恐れあり。 訓練：駐車場まで避難 その他：初期消火
8月	不審者（玄関から） 時間：10 時 10 分	・保育者の湯堂で慌てず避難する ・不審者が来たときの対応を知る ・消火器の使用方法を知る	想定：玄関から不審者侵入 訓練：担当者が不審者をさすまたで撃退、園児は（にじ組）で待機 その他：初期消火
9月	地震（震度 4～5） 時間：設定保育中	・午前中の訓練になれ、慌てず避難 ・静かに保育者の話を聞く ・消火器の使用方法を知る	想定：日中の地震、建物、倒壊の恐れあり 訓練：駐車場まで避難 その他：初期消火
10月	火災（洗濯室） 時間：16 時 15 分	・降園時の避難方法を確認する ・落ち着いて避難する ・消火器の使用方法を知る	想定：帰りの会終了後、洗濯室のガス乾燥機から出火 訓練：玄関から、駐車場まで避難 その他：初期消火
11月	津波（10m） 時間：11 時	・落ち着いて行動する ・いつでも災害が起こることを知る ・消火器の使用方法を知る	想定：散歩中の津波（10m） 訓練：地震発生後、安全な場所に集合。津波警報を確認し、避難場所へ移動（黄金森公園） その他：初期消火
12月	不審者（玄関から） 時間：10：00	・不審者訓練に慣れて行動する ・保育者の誘導で速やかに避難する ・消火器の使用方法を知る	想定：朝おやつ後、玄関から不審者侵入 訓練：担当職員が不審者を撃退、園児はにじ組で待機 その他：初期消火
1月	津波（5m） 時間：15 時 30 分	・落ち着いて午睡中の訓練に参加 ・慌てずに避難することができる ・消火器の使用方法を知る	想定：午睡後の津波（5m） 訓練：地震発生後、室内の中央に集まり津波警報確認後、泊北公園まで避難 その他：初期消火
2月	地震（震度 3～4） 時間：10 時 30 分	・異変を察知して、静かに避難する ・訓練の重要性を理解する ・消火器の使用方法を知る	想定：散歩途中の地震、津波の恐れなし 訓練：公園内の安全な場所に集まって待機 その他：初期消火
3月	火災（近隣住宅） 時間 11 時 15 分	・火災の避難方法について確認する ・いつでも火災が起こることを知る ・消火器の使用方法を知る	想定：午前活動中、近隣住宅から出火 訓練：玄関から、駐車場へ避難 その他：初期消火

38. 相談・要望・苦情窓口

本園では保護者様の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上を図るために社会福祉法第82条の規定により、皆様のご意見・ご要望（苦情を含める）申出窓口を設置し、ご意見・ご要望に対して適切に対応する体制を整えています。

保育園では、日々保護者と連携を図り、信頼関係を築いていくことが重要だと考えています。

日頃より、気になること、疑問に思うこと、不安に思うことなど、些細なことでも伝えていただきたいと思います。皆様のご意見を参考に、保育の質の向上へ活かして参ります。

【苦情相談窓口】 要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談解決責任者	田中 美幸（とまりの保育園 園長）	098-861-4247
受付担当者	諸見里 奈美（とまりの保育園 主任保育士）	
第三者委員	前原 正人	前原行政書士事務所 代表 098-831-8086
	長嶺 義一郎	イチロウ歯科 医院長 098-861-1649

※受付方法：面接、電話、連絡帳などの方法により、相談・苦情等のお意見を受け付けております。

【ご意見・ご要望等の受付解決方法】

（１）ご意見・ご要望等の受付
ご意見・ご要望等は、面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員へ直接申し出ることもできます。
（２）ご意見・ご要望等の受付の報告、確認
受付担当者が受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。
（３）ご意見・ご要望等の解決のための話し合い
相談解決責任者は、相談者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、相談者は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。 イ）第三者による意見・要望の内容確認 ロ）第三者による解決案の調整、助言 ハ）話し合いの結果や改善事項等の確認
（４）都道府県「運適正化」委員会の紹介
園で解決できない場合は、下記の沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。 沖縄県社会福祉協議会（沖縄県福祉サービス運営適正化委員会） （住所）那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟 2 階 （TEL）：098-882-5704 （FAX）：098-882-5714

39. 個人情報の取り扱い

基 本 理 念	本園では、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。
個人情報の利用目的	本園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。 ① 園児募集並びに入園に関する業務 ② 保護者との連絡に関する業務 ③ 園児の保育に関する業務 ④ 園児の記録管理に関する業務 ⑤ 園児の健康状態把握に関する業務 ⑥ 卒園児の確認に関する業務  【その他の利用目的】 保育サービスの提供に必要な場合以外で、以下の目的に利用いたします。 ・ サービス提供のための行事等の写真掲示・ビデオ視聴に利用いたします。 ・ サービス提供のための活動や行事等の御案内の為に利用いたします。
個人情報の第三者へ提供を行う場合	保育事業の中で得た個人情報は、以下の他の事業者等に情報提供するために利用します。 ・ 那覇市こども教育保育課・こどもみらい課や、那覇市こども発達支援センター、保健所との連携や照会等の為に利用します。 ・ 公的機関への法的権限に基づく提供、及び第三者評価機関へ情報提供する場合があります。 ・ 緊急時に医療機関（医師・薬局）を受診する場合に利用します。 ・ 保険会社への届出、相談等に利用します。 ・ 保育サービスの一環として園だよりや卒園アルバム等の作成に利用します。 ・ 卒園後の入所先（認可保育園、認定こども園）からの照会等の為に利用します。
同意について	(1) 上記提供の中で同意しがたいものがある場合には、あらかじめその旨を申し出ることができます。 (2) 本人（保護者）より、前項（１）の意思表示が行われない場合は、利用目的についての同意が得られたものとさせていただきます。なお、利用目的内であっても特定の個人に関する情報を第三者に開示する場合は、その都度同意を頂くようにいたします。 (3) 同意及び留保は、本人からの申出により、いつでも変更することが可能です。
保護者へのお願い	保育園で撮影された他児が写っている写真をSNS等に掲載するのは、控えていただきますようお願いいたします。

4 0. 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修とセルフチェックを定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

4 1. 連携施設

小規模保育園での保育は、0歳児クラスから2歳児クラスとなっており、3歳の誕生日を迎えた3月末で卒園となります。

とまりの保育園では、卒園後の保育施設として、沖縄こども保育園を連携施設とし、卒園後の優先受け入れ先としております。受入人数に限りがありますが、事前にスムーズに卒園後に入所を行うことができます。また、卒園後に他園入所をご希望の際は、入所優先加点として100点加点されます。

平成31年度より那覇市の幼稚園が認定こども園となりました。認定こども園によって、受け入れ年齢は異なりますが、3歳児から保育を行っている認定こども園もございます。お住いの校区にあります認定こども園の受け入れ年齢をご確認ください。

連携施設 (沖縄こども保育園) への 転園を希望	優先入所：沖縄こども保育園(優先枠：毎年人数調整あり)
那覇市内の連携施設園以外の 保育園へ転園希望	優先加点：100点加点
認定こども園へ入園希望	・校区の認定こども園の受け入れ年齢を確認し、那覇市へ申込 ・私立認定こども園は、各園へ直接申込 ※申し込み方法は、那覇市のホームページで確認してください。
私立幼稚園へ入園希望	ご希望の幼稚園へ申込

※途中転所に関しては、優先加点はつきませんのでご了承ください。



4 2. 登園時に持ってくるもの

(1) 毎日持ってくるもの

にじ組 (0 歳児)	・連絡帳（連絡アプリ利用者は無し） ・着替え・・・3 組（※月齢によって変動あり） ・着替え袋・・・巾着袋等 ・紙おむつ・・・ 8 枚程度（名前を記入してください） ・水筒（マグマグなどでも大丈夫です）※水かお茶を入れてください
そら組 (1 歳児)	・連絡帳（連絡アプリ利用者は無し） ・着替え・・・3 組（※月齢によって変動あり） ・着替え袋・・・巾着袋等 ・紙おむつ・・・5 枚程度（名前を記入してください） ・水筒 ※水かお茶を入れてください
ほし組 (2 歳児)	・連絡帳（連絡アプリ利用者は無し） ・着替え・・・3 組（※月齢によって変動あり） ・着替え袋・・・巾着袋等 ・紙おむつ・・・5 枚程度（名前を記入してください） ・綿パンツ・・・3～4 枚 ・水筒 ※水かお茶を入れてください

☆お願い☆

- ・持ち物にはすべて名前をフルネームで、見えやすいところに、記入してください。
- ・強い日差しやケガから頭部を守るために、帽子をかぶっての登園をお勧めします。
- ・歯磨き時のうがい用に、コップ（プラスチック製）の持参をお願いします。（※卒園までお預かり）

(2) 週初めに持ってくるもの ※午睡時に使用します。

全クラス	・タオルケット（バスタオルでも可）・・・1 枚 ・防水シート（4 つの角にゴムがついているもの）・・・1 枚
------	---

(3) 園で準備するもの

- ・午睡用マット
- ・顔拭きタオル
- ・食事用エプロン
- ・歯ブラシ

(4) 園生活に向いている持ち物のポイント

- ・すべての持ち物に名前を書いて、持参してください。
- ・柔らかい素材でウエストがゴムの服や、体の成長に合わせたサイズの洋服を用意してください。
- ・着脱のしやすい洋服をご用意ください。（ロンパースではなく、上着とズボン等）
- ・フード付きの洋服は引っかかったり、事故になったりしやすいのでやめましょう。

(5) 使用済みのオムツについて

使用済みオムツは園で廃棄処分を行います。保護者から処分費用徴収はございません。

4 3. その他

【インフルエンザ出席停止期間早見表】

「発症した後 5 日を経過」し、「解熱した後 3 日」とは、最低「発症した後 5 日を経過」するまで出征停止となり、それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期する（発症後 4 日以降に解熱した場合（例 4・5）は出席停止の期間が延期されていく）。

最低基準	発症した 後 5 日 を経過	発症日 (発症日 0 日目)	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日を経過		
例①	発症後 1 日目解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	発症後 5 日目	登園 可能		
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止			
例②	発症後 2 日目解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目、解 熱後 3 日 目	登園 可能		
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止			
例③	発症後 3 日目解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目		登園 可能
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止		

※発症後、発熱期間が長い場合は、解熱した日から 3 日経過後、本園が可能となります。

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるよう環境を整えることが大切です。

※かかりつけの医師の診断に基づき「インフルエンザ登園許可願い」の記載をお願いします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、次ページの「インフルエンザ登園許可願い」の提出をお願いいたします。（登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

【保護者記入用】

インフルエンザ登園許可願い（保護者記入）

とまりの保育園長 殿

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

年 ____ 月 ____ 日 医療機関名 _____

において、病名：インフルエンザ（ ）型 _____ と診断されました。

年 ____ 月 ____ 日現在、下記の通り、
「発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日間」を経過しましたので、
登園の許可をお願いいたします。

保護者氏名 _____

体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱剤使用の有無
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日 ____	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有

※症状が出てきた日から体温を測定し、記載してください（一日につき一行ずつ）

※発熱期間が長く、記載様式が足りない場合は、裏面あるいは別の記録用紙を添付するようお願いいたします。

※解熱後 3 日間とは、解熱剤を使用しないで発熱しなくなり 3 日を経過したことを言います。

※登園初日受け入れ時に検温を実施しますので、ご了承ください。

【保護者記入用】

新型コロナウイルス感染症 登園許可願い（保護者記入）

とまりの保育園長 殿

児童氏名 _____
生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

年 ____ 月 ____ 日 医療機関名 _____
において、病名：新型コロナウイルス感染症と診断されました。

年 ____ 月 ____ 日現在、下記の通り、
「発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日間」を経過しましたので、
登園の許可をお願いいたします。

保護者氏名 _____

体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱剤使用の有無
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有
月 ____ 日	時 ____ 分 ____ 度	時 ____ 分 ____ 度	無 ・ 有

※症状が出てきた日から体温を測定し、記載してください（一日につき一行ずつ）

※発熱期間が長く、記載様式が足りない場合は、裏面あるいは別の記録用紙を添付するようお願いいたします。

※症状が軽快した後 1 日間とは、薬を服用しないで症状がなくなり 1 日を経過したことを言います。

※登園初日受け入れ時に検温を実施しますので、ご了承ください。

※保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。

【保護者記入用】

登 園 届（保護者記入）

とまりの保育園長 殿

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑（りんご病）
☐	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）
☐	ヘルパンギーナ
☐	RS ウイルス感染症
☐	带状疱疹
☐	突発性発しん

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）

において、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

【医師用】

意見書（医師記入）

とまりの保育園長 殿

児童氏名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	麻疹（はしか）
☐	インフルエンザ ※
☐	新型コロナウイルス感染症 ※
☐	風しん
☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱）
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 _____ 月 _____ 日から登園可能とします。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開するには、この「意見書」を保育所に提出してください。

【与薬依頼書】

※下記の項目を記入の上、職員に薬 1 回分と一緒にお渡ししてください。

依頼日： 令和 年 月 日（ ）			
☐ にじ組 ・ ☐ そら組 ・ ☐ ほし組（※いずれかに ☒ ） 園児名： _____ 保護者名： _____			
病名	処方した病院名	処方日 年 月 日	
薬の内容（該当するものに○をしてください） ■内服薬（ 抗生物質 ・ 咳止め ・ かぜ薬 ・ 下痢止め ・ 整腸剤 ・ その他 ） ※内服薬の飲ませ方 _____ ■外用薬（ 軟膏 ・ 保湿クリーム ・ 点眼薬 ）その他（ ） ※外用薬の使用方法・箇所は裏面の図に記入してください。			
家庭での与薬時間： 時 分頃			
※希望与薬時間・薬の種類に○をし、数の記入をお願いします。			担当職員記入欄
与薬時間	薬の種類と数	時間	与薬者
昼食前	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	
昼食後	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	
おやつ前	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	
おやつ後	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	
夕食前	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	
夕食後	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	
：	粉（ ）・シロップ（ ）・外用薬（ ）	：	

※お薬は病院で処方されたもの以外はお受けできません。

- ① 薬は 1 回分ずつに分けて、当日分のみをご利用ください。
- ② 受付に“与薬依頼書”を準備しておりますので、必要事項をご記入ください。
- ③ お薬を持参される場合は、薬局で薬と一緒に出される薬の説明書を必ず添付してください。（コピー可）

小規模認可保育事業所

とまりの保育園